

公益社団法人 日本技術士会 近畿本部 建設部会【会則】

令和元年4月制定

改訂履歴

日付け	変更箇所	変更理由
令和3年7月31日	第13条3項	幹事会と例会を同時に開催して簡素化 をするため
	第18条	
	第16条4項	条項追加：講演会の位置付け

公益社団法人日本技術士会「地域組織の設置運営に関する規則」第24条に基づき、専門技術面からの相互研鑽のための活動組織として、公益社団法人日本技術士会近畿本部建設部会（以下、本部会という。）を設置し、運営に関する本会則を定める。

## 第1章 総則

（目的）

第1条 本部会は、建設部門の技術士として、技術士法の義務と責務を守り、技術の相互研鑽に励むことにより、技術者倫理の確立と地位の向上を図るとともに、会員拡大及び知名度向上を図ることを目的として設置する。

（事業）

第2条 本部会は、前条の目的を達成するため、次の事項に関する事業を行う。

- （1）専門技術分野に應じ、公益社団法人 日本技術士会（以下「技術士会」という。）の全国的な活動に積極的に協力すること。
- （2）建設部門における技術士制度の普及及び啓発に努めること。
- （3）技術の研鑽、向上を図るため、講演及び見学等の研修会を開催すること。
- （4）その他、本部会の目的達成に必要なこと。

（運営）

第3条 本部会の運営は、技術士会 統括本部、近畿本部からの部会活動に関する補助金、近畿本部 CPD 奨励金及び対外活動促進費並びに本部会の講演会及び見学会等の参加費等の収入による。

- 2 本部会の運用費は、講師謝礼、交通費等、近畿本部に別に定めのある場合は、その定めに沿った運営を基本とする。
- 3 建設部会の講演会、見学会、例会等、幹事が担当する行事について統一的な会計処理を行うため、建設部会 会計処理規則を定める。

## 第2章 部会員

（構成）

第4条 本部会は、近畿本部 管轄地域に属する正会員及び準会員（以下「部会員」という。）で構成する。

（入会・退会）

第5条 技術士会に入会したときに部会員となる。また、技術士会を退会したときに非部会員となる。

（部会会費）

第6条 本部会の会費は徴収しない。

## 第3章 役員等

（幹事）

第7条 本部会には、15名以内の幹事を置く。

- 2 幹事は、部会員の中から立候補者を募り、選挙において決定する。ただし、定員に満たない場合は、立候補者全員を選任するとともに、既に選任した幹事の合議により、定員の範囲内で追加して幹事を選任することができる。なお、選任結果は近畿本部に報告する。
- 3 幹事は、本部会の中心的活動を行なう。

(幹事の役職と選出)

第8条 本部会には、幹事の中から次の役職を置く。

部会長(代表幹事)	1名
副部会長	若干名(必要に応じ)
幹事(統括本部建設部会との連絡担当幹事を兼ねる。)	1名
副幹事長(統括本部建設部会との連絡担当幹事を兼ねる。)	若干名(必要に応じ)
会計幹事	2名
会計監事	1名
部会長特命事項担当	若干名(必要に応じ)

- 2 前項に掲げる部会長は、幹事の中から互選された者を近畿本部役員会に諮り、承認を得た上で近畿本部長が選任する。
- 3 第1項に掲げる副部会長は必要に応じ、幹事会において承認を得た上で技術士会近畿本部建設部会長(以下、「部会長」という。)が委嘱し、近畿本部長に報告する。
- 4 第1項に掲げる幹事長は、幹事の互選により選出し、部会長が委嘱する。
- 5 第1項に掲げる副幹事長は必要に応じ、幹事会において承認を得た上で幹事長が委嘱し、部会長に報告する
- 6 第1項に掲げる会計幹事は、幹事の中から幹事会において承認を得た上で部会長が委嘱する。
- 7 第1項に掲げる会計監事は、部会員の中から幹事会において承認を得た上で部会長が委嘱する。
- 8 第1項に掲げる特命事項担当幹事は、随時、部会長が部会員から指名を行い、幹事会において承認を得た上で担当させることができる。
- 9 幹事等の委嘱に際しては役職名をもって部会長が委嘱状を交付する。

(参与、名誉幹事及び会計監事)

第9条 参与は、技術士会の理事・監事経験者及び技術士会建設部会の部会長及び幹事長の経験者等の中から部会長が推薦し、幹事会において承認を得た上で部会長が委嘱する。

- 2 名誉幹事は、部会長経験者の中から部会長が推薦し、幹事会において承認を得た上で部会長が委嘱する。

(職務)

第10条 部会長は、部会代表として、部会の運営総括並びに議長として幹事会を招集し、統括本部・近畿本部等の重要事項等について報告等を行う。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 幹事長は、本部会に関する懸案事項を処理するとともに、幹事会の議事運営を行う。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 会計幹事は、部会の会計を行う。
- 6 会計監事は、会計監査を行う。

(任期)

第11条 部会長の任期は、1期2年間とし、3期まで再選可能とする。

- 2 幹事の任期は、1期2年間とする。ただし、再選を妨げない。なお、幹事に欠員が生じた場合は、第8条に規定する人数以内の後任者を選出することができる。
- 3 幹事が、企業内の人事異動等により幹事会出席が著しく困難な場合で部会長が補充の必要性を認め幹事会の承認を得た場合等は、欠員が生じたものとして前項に準ずる。
- 4 補欠として選出された幹事の任期は、前任者の残存期間とする。
- 5 幹事は、役員として任期満了後も新たに選出された幹事が就任するまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

## 第4章 部会の会議

(種類)

第12条 本部会の会議は、幹事会、年次大会、例会とする。

(幹事会)

第13条 本部会において、事業活動及び運営に関わる事項について審議、決定し、実施するために幹事会を設置する。

2 幹事会の議題は、審議事項及び報告事項を区別して行う。

3 幹事会は幹事にて構成され、**偶数月に1回**開催することを基本とする。また、部会長は必要に応じ、随時に幹事会を召集することができる。

4 幹事は幹事会に出席するものとする。

5 幹事会の成立する定足数は幹事全体の過半数とし、決議は出席幹事の過半数をもって行う。

ただし、欠席した役員から委任状等をFAX又は電子メールにて事前に提出されている場合には、その幹事は定足数として扱う。

6 部会長は必要に応じ、近畿本部役員に幹事会への出席及び報告等を求めることができる。

7 部会長は必要に応じ、近畿本部及び建設部会以外の部会（以下「他の部会」という。）の部会長等に、オブザーバーとして幹事会への出席を求めることができる。

(審議)

第14条 幹事会は、次の事項を審議し、処理する。

(1) 統括本部、近畿本部からの諮問事項及び意見具申に関する事項

(2) 統括本部、近畿本部常設委員会等の技術士会委員会からの報告事項

(3) 部会内に設置された委員会等（以下「部会委員会」という。）からの報告事項

(4) 第3条の事業に関する事項

(5) 第4条の運営に関する事項

(6) 近畿本部及び他の部会との協力事項

(7) 他の部会に関する事項

(議決)

第15条 幹事会の成立は、幹事の2分の1以上の出席を要する。

2 幹事会の議決は、出席幹事の過半数をもって決定し、可否同数のときは、部会長がこれを決定する。

(議事録)

第16条 幹事会の審議、報告事項等は、担当の幹事が議事録を作成し、幹事会の承認を経て、部会の所要記録媒体(部会ホームページ)に記録し、部会員に報告する。

(部会年次大会)

第17条 部会年次大会は、当部会会員の参加により開催することができる。

2 年次大会は、当部会における毎年度の事業内容に関する総括的な議題等を取り扱う。

3 年次大会の議長は、部会長がこれに当たる。

**4. 年次大会終了後に、建設産業界に関係する近年の課題等をテーマに講演会を開催する。企画・運営は幹事会で決定された幹事が担当するものとする。**

(例会)

第18条 例会は、当面の間、**幹事会に合わせて**開催する。企画・運営は、幹事会で決定された担当幹事が行い、多数の部会員が参加を希望する興味深いものとするとともに、積極的なCPDの場の提供を目指す。

(交流会)

第19条 必要に応じ、当部会会員の参加による他の部会との情報交換等のための交流会を開催する。

## 第5章 部会委員会

(部会委員会)

第20条 部会長は必要に応じ、幹事会の承認を得て、部会委員会を設置することができる。

2 部会長は、前項の部会委員会の委員長、委員を幹事の中から選任し、幹事会の承認を得て委嘱する。

3 部会委員会では、別途制定する「部会委員会【運営要領】」に基づき、円滑な部会活動が活発に行われるよう、幹事が協力する。

## 第6章 会計

(会計年度)

第21条 部会の会計年度は、技術士会の会計年度に合わせて、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(決算・会計監査)

第22条 部会長は、毎会計年度終了後、速やかに収支決算書を作成し、会計監事による会計監査を受け、幹事会に報告しなければならない。

## 第7章 会則の改廃等

(改廃等)

第23条 本会則の改廃及び記載のない事項は、幹事会の議決において定める。

附則

1 本会則は、公益社団法人日本技術士会近畿本部役員会承認後、平成25年1月9日より実施する。

2 平成27年4月20日第1回幹事会により役員幹事を15名に変更承認。

3 本会則の一部を平成30年度第1回幹事会の議決において定め、平成30年度4月1日より実施する。

4 本会則の一部を2020年度第1回幹事会の議決において定め、2020年4月1日より実施する。なお、第9条役職については、2019年10月1日より実施する。

5 本会則の一部を改訂し2020年4月1日より実施する。